

田上新町町会細則

1. 会費

会費は、次のとおりとする。

- (1) 1世帯（多世帯同居の場合も1世帯とする）又は1団体あたり月額1,000円とする。
但し、当該年度の4月1日現在で、70歳以上の1人世帯及び2人世帯については、会費を減額することができる。（自己申請を原則とする。）

1人世帯	70歳以上	月額500円
2人世帯	2人共に70歳以上	月額700円
	1人が70歳以上	月額1,000円

- (2) アパート等は、1棟につき月額2,000円とする。但し、アパート等の管理者との協議により個別に定めることもできる。
- (3) 会費は班長が徴収し、まとめて毎月定められた日までに財務部へ納入するものとする。
- (4) 年度途中の新入会員は会員となった月を免除し、翌月分より徴収する。また、年度途中の退会会員は退会する月まで徴収する。

2. 田上新町基金規定

別紙のとおり定める。

3. 田上新町会館規定

別紙のとおり定める。

4. 部会

会則第3条第2項に定める部会は次のとおりとするが、役員会において協議のうえ、名称等を変更できるものとする。

- (1) 総務部
- (2) 財務・福利厚生部
- (3) 広報部
- (4) 美化推進部
- (5) 環境改善部(A Bブロック担当)
- (6) 環境改善部(C Dブロック担当)
- (7) スポーツ文化部
- (8) 企画イベント部

5. 役員

会則第 10 条第 1 項及び 11 条第 2 項の役員の選出及び補充は、次の各ブロック班内での輪番制とし、各ブロックより 2 名を選出する。但し、同ブロック内での 2 名同時交替は避けるものとする。

ブロック	Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック
班	1～7 班	8～12 班	13～17 班	18～24 班
役員数	2 名	2 名	2 名	2 名

6. 慶弔費

慶弔の対象は次のとおりとする。その他の慶弔・お見舞等は、その都度、役員会において協議のうえ、決定するものとする。

(1) 会員の死亡 10,000 円

(同居の家族のみならず遠隔地居住・施設入居なども対象とする場合がある)

(2) 敬老祝い 5,000 円

(敬老祝い金の対象年齢は、1 月 1 日～12 月 31 日現在の数え年年齢が喜寿、米寿、白寿の方)

(3) 出生祝い 10,000 円

(田上新町町会の会員のお子様)

(4) 新成人祝い 記念品(5,000 円相当)

(田上新町町会の会員の本人・ご家族)

(5) 新入学祝い 記念品(1,000 円相当)

(新入学祝いの対象は、新たに小学校・中学校に入学の方)

7. 附則

(1) この細則は、平成 24 年 4 月 15 日から施行する。

(2) 旧田上新町町会細則は、廃止する。

(改正)

(3) 平成 30 年 4 月 8 日改正

(4) 平成 31 年 4 月 14 日改正

(5) 令和 3 年 4 月 11 日改正